大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案)に 対するご意見とその対応(案)について

第8回部会におけるご意見とその対応(案) 及び 12月4日までにご提出いただいたご意見とその対応(案)

【目次】

(1)第8回部会におけるご意見とその対応(案)

P.1

(2)12月4日までにご提出いただいたご意見とその対応(案)

P.4

(1)第8回部会におけるご意見とその対応(案)

	はじめに~序章について		
番号	ご意見	対応(案)	
1	空白が多ページがあるが、レイアウトはこれが最終形か。図が離れてるのではなく、当該のコメントに近い所になるべくある方がいい。	空白の多い項について、各章のレイアウトを修正しました。	
2	「ここに本ガイドライン作成に関わっていただいた全ての皆様に深く感謝申し上げますとと共に、今後も時代の要請に応じた必要な見直しを行うにあたっては」という文章について、ここだけを見ると、長く見直しを行わない印象を受ける。スパイラルアップを行っていく視点を「はじめに」の中でしっかりと記載してほしい。	「はじめに」の最後の文章について、スパイラルアップの観点をよりわかりやすく示すため、「今後も時代の要請に応じた必要な見直しを行うにあたっては」を「今後とも引き続き、ガイドラインをよりよいものとするための取り組みを継続してまいりますので、ご意見やご協力を賜りますよう、お願いいたします。」に修正しました。	
3	序章-7「☆参考~障害者差別解消法の施行~」の〇の三つめの三行目、「上乗せ、横だし」という用語がユニバーサルではない。ガイドライン全般にわたって、府民に理解いただける文章になっているか確認すべき。	序章-7「☆参考~障害者差別解消法の施行~」の〇の三つ目の文章を、「福祉のまちづくり条例」では、建築物移動等円滑化基準の適合義務対象となる用途の追加や規模の引き下げ及び基準の付加等を行い、バリアフリー法と一体となってバリアフリー化を推進しています。また、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」においてソフト関連施策の重要性についての記載などを行っており、今後も引き続き、充実を図っていきます。」に修正しました。	
4	・序章-9 表1 肢体不自由者(車いす使用者)の「座位が低いため、高いところの表示が見にくい」という記載について。資料3の21番で記載済みと書いてあるが、「高いところの表示が見えにくい」だけではない。 ・「低い位置からの視野(視界)が必要である」、「見通しが悪い」「視距が妨げられる」ということを追記すべき。	序章-9 表1 肢体不自由者(車いす使用者)の「座位が低いため、高いところの表示が見にくい」という記載を、「座位が低いため、見通しが悪かったり、高いところの表示が見にくい」に修正しました。	

	各章について		
番号	ご意見	対応(案)	
5	【0】の章について。【1】の章から始まっていたときは、不特定多数の人が利用する建物を対象としている印象だったが、【0】に「利用居室」という単語が出てくること、また、家の図が入っていることから、不特定多数というよりは、共同住宅や高齢者施設などの施設が対象となっているような印象を受ける。	・【0】の章を削除し、移動等円滑化経路基準について、序章で解説するよう修正しました。 ・図0.1の家の図については、家の図ではないものに修正しました。	
6	P.5 図1.2について、車の寄り付けをもうちょっと狭くし、歩行者空間を広くするほうが理想系である。	P.5図1.2 歩行者空間が広くなるよう修正しました。	
7	便所内の小便器の前まで視覚障害者誘 導ブロックを敷設してほしい。	・トイレ前の触地図又は音声案内の設置は義務としています。 ・広いトイレの場合中がわかりにくいことはご意見としてお伺いし、引き続き検討します。 (第8回部会 資料3 112の対応(案)と同様です。)	
8	P.59図8.11と図8.12の呼び出しボタンと洗 浄ボタンの位置が違う。	P.59図8.12の呼び出しボタンと洗浄ボタンをJIS S 0026に基づいた配置に修正しました。	
9	【18】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備の事例紹介に絵カードを追加してほしい。	P.124図18.3に絵カードを追加しました。	

	第8回部会 資料3について		
番号	ご意見	対応(案)	
10		大阪府の会議の公開に関する指針において、部会の議事録及び資料を公開することとされていますので、HPにて公開します。	

	参考資料について		
番号	ご意見	対応(案)	
11		具体的な事例ではありませんが、一般的な事例として、序章- 12 ◆B「見ることに困っている人に対して」「○視覚障がい者の 歩行時に必要な寸法」で記載をしています。	
12	・実際に設計する、利用する立場からすると、これまで基準で規定されていない領域、いわゆる空白ゾーンがたくさんある。 ・具体的にどこかの施設の事例や、刊行物、図書等関連するものについて設計する際に役立ちそうなものは参考資料としてガイドラインで紹介するべきではないか。	・関連する事例・参考図書等については、参考資料で紹介していきたいと考えています。 ・今後も引き続き、ガイドラインに掲載すべき参考資料等がございましたら、情報提供いただきますようお願いいたします。	
13	・障害者差別解消法について、現在各省 庁が対応要領・対応指針を作成してい る。 ・国土交通省の対応指針については、事 業者団体が守るべき差別解消法に関す る指針であるので入れておいてほしい。	対応指針については、現段階では公開されていないため、年度末のガイドライン公表までに公開されるようであれば、コラムにおいてURLの紹介を行います。	

	パブリックコメントについて		
番号	ご意見	対応(案)	
14	・パブリックコメントで出た意見について、 部会を開くのは大変だと思うが、どこかで 検討したり確認したりすることが必要では ないか。 ・提出した意見について、どの部分にどう 対応されたか等、丁寧に対応してほしい。	・ガイドラインの変更箇所については、見え消しでご報告する予	

(2)12月4日までにご提出いただいたご意見とその対応(案)

番号	ご意見	対応(案)
15	第8回部会 資料3 28 USJアトラクションの座席や利用制限、音声以外の情報保障の欠如。船着き場までは段差解消されているが車いす乗船できない船が多い。(所謂、障害者差別解消法の「環境整備」「合理的配慮」の問題について)府の対応:事業者としての判断であるため、ご意見としてお伺いします。 (意見)上記対応文を『障害者差別解消法に照らし、今後検討していく課題である。』と変更して頂きたい。	アトラクションを安全に運営するための事業者の判断であるため、ご意見としてお伺いします。
16	のボタン(制御装置)について 府の対応:エレベーターのボタンを一般 用と車いす用にわけているのは、複数EV がある場合において必ず当該EVが到着 するシステムとなっている(他のエレベー ターが到着すると移動しなければならな	・バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例では、エレベーターを複数台設ける場合、、以上のエレベーターを移動等円滑化経路を構成するエレベーターとして位置づけ、かご内及び乗降口ビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとしています。 ・上記に加え、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(案) P.35配慮すべき事項(エレベーターの設置)で「☆大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼動力が低下する時間帯があるため、エレベーターのかごの大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。」と記載しています。 ・また、国の建築設計標準において、エレベーターについては、車いす兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)によることが望ましいとされており、本ガイドラインでも、P.37配慮すべき事項(エレベーターの標準規格)にて、記載し、参考資料で紹介をする予定です。 ・本標準の解説では、「本標準では…専用ボタンに応答して停止した場合の戸の開いている時間(戸の開放時間)を延長する等車のすりでする。または隣接するエレベーター2台を車いす表別に必要な諸機能を定めたものである。・・予め定めた特定のエレベーターとしたのは、下記理由によるものである。 ①車椅子使用者が待っていた場所より、遠い位置のエレベーターが到着した場合によいても、東いす利用者が当該エレベーターへのアプローチし、乗り込むための時間を確保するしたのでは、エレベーターを体の運転効率は著しく低下する。 ②到着したエレベーターが満員で乗れなかった場合、次に到着したエレベーターの前で待っていたほうが利用しやすいと考えられる」と記載されています。 ・これらの記載により、制御装置をすべて低い位置に設ける事例を挙げることは、混乱を招く恐れがあるため、現状の記載としています。